

手話言語条例（案）制定に伴う意見公募について

《意見の募集を予定している案件》

【案件名】

かすみがうら市手話言語条例（案）

～ろう者を含むすべての人が、安心して暮らせる共生社会の実現を目指す～

【意見募集の趣旨】

手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境を整備するため、「かすみがうら市手話言語条例（案）」を制定し、ろう者を含むすべての人がお互いを支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指します。

つきましては、条例の制定にあたり、条例案を市民の皆さんに公表し、意見を募集するものです。

【公表資料】資料の公表予定日：令和6年11月25日

かすみがうら市手話言語条例（案）

かすみがうら市手話言語条例（案）逐条解説

【閲覧場所】（ホームページ以外に次の場所で閲覧できます）

社会福祉課（千代田庁舎）、情報政策課（霞ヶ浦庁舎）、中央出張所

【募集期間】 令和6年11月25日（月）～令和6年12月9日（月）

【意見募集の対象】

市内に在住、在勤、在学する方

市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

この案件に利害関係のある個人又は団体

【提出方法】

住所、氏名、電話番号、案件名を明記の上、次のいずれかの方法で意見を提出してください。（在勤、在学、事業所を有する方は、会社名、学校名を記入）

①直接持参 社会福祉課（千代田庁舎）、情報政策課（霞ヶ浦庁舎）、中央出張所

②郵便 〒315-8512 かすみがうら市上土田 461

保健福祉部 社会福祉課 宛

③FAX 0299-59-2186 社会福祉課 行

④電子申請 右記の二次元コードから「いばらき電子申請・届出サービス」にアクセスし申請してください。



【担当課・問い合わせ】

保健福祉部 社会福祉課

TEL 0299-59-2111 029-897-1111 （内線）1163

令和7年かすみがうら市条例第●号

かすみがうら市手話言語条例（案）

手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、物の名称や意思、概念等を手指の動き、表情等により視覚的に表現する言語である。ろう者が思考し、情報を取得し、意思疎通を図る手段として用いられる母語であり、日常生活や社会生活を営む上で重要なものとして、大切に育まれてきた。

しかし、ろう者は、手話が言語として認められず、手話を使用する環境が十分に整えられてこなかったことなどにより、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきた。

このような状況の中で、手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において言語として位置付けられ、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に取り組むことが求められている。

かすみがうら市は、ここに、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策を推進し、誰もが互いに支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備について基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、市が推進する手話に関する施策を定めることにより、誰もが安心して暮らすことができる共生社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

(2) 市民等 市の区域内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市の区域内において事業を行う法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であること及びろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを踏まえ、ろう者とろう者以外の者が、互いに人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話に対する理解を促進し、手話を普及し、及び手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を推進するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報取得の機会の拡充に関する施策
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

かすみがうら市手話言語条例（案）逐条解説

前文

手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、物の名称や意思、概念等を手指の動き、表情等により視覚的に表現する言語である。ろう者が思考し、情報を取得し、意思疎通を図る手段として用いられる母語であり、日常生活や社会生活を営む上で重要なものとして、大切に育まれてきた。

しかし、ろう者は、手話が言語として認められず、手話を使用する環境が十分に整えられてこなかったことなどにより、多くの不便や不安を感じながら生活をしてきた。

このような状況の中で、手話は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において言語として位置付けられ、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に取り組むことが求められている。

かすみがうら市は、ここに、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策を推進し、誰もが互いに支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、この条例を制定する。

【解説】

かすみがうら市手話言語条例は、手話が言語であると定め、手話に関する施策を推進し、ろう者及びろう者以外の者が互いに支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指して、条例を定めることを宣言しています。

目的（第1条）

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備について基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、市が推進する手話に関する施策を定めることにより、誰もが安心して暮らすことができる共生社会を実現することを目的とする。

【解説】

条例の目的を定めています。

市の責務及び市民等の役割を明らかにし、市が推進する手話に関する施策を定め、誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指しています。

定義（第2条）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民等 市の区域内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市の区域内において事業を行う法人その他の団体をいう。

【解説】

本条例の中で、認識を共通にしておく必要がある言葉について、定義をしたものです。

- (1) ろう者 手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者
- (2) 市民等 市の区域内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市の区域内において事業を行う法人その他の団体

基本理念（第3条）

手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であること及びろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを踏まえ、ろう者とろう者以外の者が、互いに人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

【解説】

基本理念を定めています。

手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備は、手話が言語であることを認識し、かつ、ろう者が手話により意思疎通を図る権利を有することを踏まえ、ろう者とろう者以外の者が、互いに人格と個性を尊重することを基本に行うものと定めています。

市の責務（第4条）

市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、手話に対する理解を促進し、手話を普及し、及び手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を推進するものとする。

【解説】

市の責務を定めています。

市は、基本理念に基づき、手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備に必要な施策を推進するものとしています。

市民等の役割（第5条）

市民等は、基本理念に対する理解を深めるとともに、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

市民等の役割について定めています。

市民等は、この条例の基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとしています。

施策の推進（第6条）

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2) 手話による情報取得の機会の拡充に関する施策
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

【解説】

施策の推進について定めています。

第1号は、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るための施策として、教育現場において、手話と接する機会の提供や、庁内向け研修や市民向け講座を開催するなど、市民等が手話を学ぶ機会の確保に努めるものとします。

第2号は、手話による情報取得の機会の拡充に関する施策として、窓口来庁者が手続きや相談がスムーズにできるよう、遠隔手話通訳サービスを導入するなど、手話を使いやすい環境づくりに努めるものとします。

第3号は、手話による意思疎通の支援に関する施策として、災害発生時の避難所における情報の提供にあたっては、手話通訳士等の派遣や、ろう者に理解しやすい文字情報等で情報提供を行うなど、合理的な配慮に基づいた支援を講ずるよう努めるものとします。

第4号は、前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策を行うことを記述しています。

委任（第7条）

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

条例の施行に関し必要となる事項等を、市長が別に定められるように、この条項を設けています。